

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

株式会社安心確認検査機構

(趣旨)

第1条 この長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程は、株式会社安心確認検査機構（以下「当機関」という。）が別に定める長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「規程」という。）に基づき、当機関が実施する技術的審査業務に係る料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(審査料金の額)

第2条 審査料金の額は、申請1件につき、新築にあつては別表1を、増改築は別表2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の審査料金の額は、類似する住宅の技術的審査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。
- 3 地震に対する安全性の確保に関する認定基準に係る構造計算書（建築基準法第82条に定める許容応力度計算による。）の添付を必要とする技術的審査の依頼の場合は、第1項別表1及び別表2に掲げるそれぞれの額に1申請につき10,000円を加算した額とする。ただし、規程第5条第2項の規定により構造計算書の添付を省略する場合又は建築基準法の確認と同時に技術的審査の依頼をする場合で確認申請に構造計算書の添付を必要とする場合を除くものとする。

(審査料金の徴収)

第3条 審査料金は、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書の受理時に徴収する。

- 2 前項の審査料金の徴収時期は、依頼者との協議により、依頼の時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。
- 3 審査料金の徴収方法は、現金又は金融機関振り込みのいずれかの方法による。ただし、当機関がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができる。

(適合証の再交付料金)

第4条 依頼者が適合証を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として1件当たり4,200円を徴収する。

附則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 【新築】

長期優良住宅建築等計画（新築）に係る技術的審査料金（消費税を含む。）

認定基準の区分の審査範囲

法第 6 条第 1 項のうち第 3 号を除く第 1 号から第 5 号口まで

（単位：円）

審査依頼の別		建て方の別	
		一戸建ての住宅	共同住宅等 (M：戸数)
当機関に設計住宅性能評価申請と同時に依頼する場合	型式認定・製造者認証	5,140	$5,140 + 1,020 \times M$
	上記以外	5,140	$5,140 + 2,050 \times M$
単独で依頼する場合	型式認定・製造者認証	31,880	$48,340 + 5,140 \times M$
	上記以外	40,110	$61,710 + 12,340 \times M$

※ 併用住宅は、共同住宅等の料金とする。

※ 計画の変更依頼の場合は、それぞれの金額の 2 分の 1 とする。（10 円未満切捨て）

別表 2 【増改築】

長期優良住宅建築等計画（増改築）に係る技術的審査料金（消費税を含む。）

認定基準の区分の審査範囲

法第 6 条第 1 項のうち第 3 号を除く第 1 号から第 5 号口まで

（単位：円）

審査依頼の別		建て方の別	
		一戸建ての住宅	共同住宅等 (M：戸数)
単独で依頼する場合	型式認定・製造者認証	58,000	別途見積り
	上記以外	78,000	別途見積り

※ 併用住宅は、共同住宅等の料金とする。

※ 計画の変更依頼の場合は、それぞれの金額の 2 分の 1 とする。（10 円未満切捨て）